

**作業環境測定士・労働衛生コンサルタント等
資格取得のための
労働衛生関係法令の要点の解説**

まえがき

作業環境測定士や労働衛生コンサルタントは、事業場の労働衛生の推進のために重要な国家資格であり、事業場における労働衛生管理を推進していただくために多くの方々に取得していただきたい専門資格です。

これらの資格を目指す方々にとって、「関係法令」は、日頃学ぶ機会が少ないうえに、複雑で取り組みにくい印象が強いと存じます。

なぜか？法律や政令、省令の条文は、わかりやすく書くという観点よりも誤りのないことを主眼にしており、また内容は法律、政令、省令をすべて合わせてみると分からぬといふことがあるからで、このため、条文を追いかけても時間を浪費するだけの結果になりかねません。

このため本書は、法令の条文を極力使わずに、重要なポイントができるだけ効率的に、わかりやすく理解できるよう編集しました。毎日のお仕事で忙しいなかでの限られた時間で資格取得のための準備を行う皆様に、好適の書です。

本書を通勤時間の合間に、あるいは週末ごとに読み、また、各項目の文中に加えた例題や巻末の試験問題に当たって理解を深めてください。作業環境測定士試験、労働衛生コンサルタント試験の問題は、関係法令に関してほぼ共通ですが、少しだけ傾向が違う分野がありますので、第1章でその傾向を理解したうえ読み進めてください。

本書が、作業環境測定士及び労働衛生コンサルタントなどの労働衛生専門家を目指す方々の資格取得を強力に支援するものとなることを祈念いたします。

なお本書の編集に当たり土屋眞知子氏（作業環境測定インストラクター、労働安全・衛生コンサルタント）に多くのご示唆を頂きました。ここに感謝の意を表します。

2020年7月

(公社)日本作業環境測定協会

目 次

第1章 資格試験の出題傾向から見た重点分野

1 作業環境測定士試験問題の傾向	8
2 労働衛生コンサルタント試験問題の傾向	8

第2章 法令の要点解説と例題の解説

1 労働安全衛生法令の体系	12
(1) 労働安全衛生法はどのような法律か	12
(2) 事業場の意味	13
(3) 労働安全衛生法体系	14
2 安全衛生管理体制	16
(1) 安全衛生管理体制の概要	16
(2) 総括安全衛生管理者	16
(3) 衛生管理者	17
(4) 安全衛生推進者又は衛生推進者	18
(5) 産業医	18
(6) 衛生管理者等の細目について	18
(7) 作業主任者	26
(8) 衛生委員会（又は安全衛生委員会）	28
(9) 総括安全衛生責任者	29
3 危害防止措置	29
(1) 危険性又は有害性等の調査（法 28 条の 2）	29
(2) 大臣が定める規格を具備すべき機械等（法 42 条）	30
(3) 型式検定	30
(4) 定期自主検査	31
4 有害化学物質の規制	33
(1) 有害物の規制	33
(2) 有害物の製造等の禁止（法第 55 条）	34
(3) 製造の許可（法第 56 条）	35
(4) 673 物質に係る「容器・包装への有害性等の表示」、「SDS の提供」 及び「取り扱い作業のリスクアセスメント」の義務	37
(5) 「容器・包装への表示」	37
(6) 文書の交付等	39
(7) 673 物質に係る作業のリスクアセスメントの実施義務	40

（8）新規化学物質の有害性の調査	40
5 安全衛生教育	43
（1）安全衛生教育の種類、内容など	43
（2）特別教育の対象業務	44
（3）特別教育と作業主任者	45
（4）「職長等の教育」	46
6 作業環境測定と測定結果の評価に基づく作業環境改善	47
（1）作業環境管理と作業環境測定	47
（2）作業環境測定の定義	48
（3）作業環境測定を行うべき作業場	48
（4）第1種作業環境測定士と第2種作業環境測定士	54
（5）作業環境測定結果の「評価」と「評価結果に基づく作業環境改善等の措置」	56
（6）作業環境測定基準のあらまし	56
（7）作業環境評価基準のあらまし	60
7 健康管理	65
（1）一般健康診断	65
（2）特殊健康診断	67
（3）健康診断結果に基づく医師または歯科医師からの意見聴取	69
（4）医師による「面接指導」	71
（5）ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査等）	74
（6）健康管理手帳（法67条）	77
8 その他	78
（1）安全衛生改善計画	78
（2）計画の届出	79
9 労働安全衛生法に基づく諸規則	80
（1）労働安全衛生規則	80
（2）有機溶剤中毒予防規則	83
（3）特定化学物質障害予防規則	88
（4）鉛中毒予防規則	94
（5）電離放射線障害防止規則	97
（6）粉じん障害防止規則	100
（7）事務所衛生基準規則	104
（8）酸素欠乏症等防止規則	107
（9）高気圧作業安全衛生規則	110
（10）石綿障害予防規則	114
10 作業環境測定法関係	119
11 じん肺法	120

第3章**最新の試験問題と解説**

1	作業環境測定士試験問題	128
1-1	令和元年8月実施（20問）	128
1-2	平成31年2月実施（同）	135
2	労働衛生コンサルタント試験	142
	令和元年度問題（15問）	142
	平成30年度問題（同）	150
	平成29年度問題（同）	160

第1章

資格試験の出題傾向から見た重点分野

1 作業環境測定士試験問題の傾向

法令試験問題の出題数は 20 問です。

いずれの問題も 5 肢選択式で「以下の 1 ~ 5 の選択肢のうち、誤っているものはどれか」式の問題が殆どです。すなわち、4 つは、法令に書いているとおりの選択肢が並んでおり、1 つだけ誤りを入れています。

このような場合、誤りの選択肢（例えば、①照明設備の点検頻度は、正しくは 6 月に 1 回ですが、これを 1 年に 1 回とする、②粉じんの作業環境測定結果の保存は 7 年間ですがこれを 3 年間、として誤りの選択肢を使うなど）は、同じものが繰り返し使われることも少なくありません。

このため、この本で法令の基本を理解した後は、過去間に多数当たることが有効です。

作業環境測定士試験では、出題される分野がほぼ固定しています。

次の分野から毎年ほぼ 1 問ずつ出題されますが、時に同じ分野から 2 問ということもあります。

このうち、「作業環境測定」に関する問題は、全 20 問中、計 4 問程度（以下の④、⑦、⑧、⑨）出題され、比率が高くなっています。⑯の石綿則は、出題されない場合も多いです。また高圧則、四アルキル鉛則はこれまで出題されたことはありません。

以下の分野から原則、各分野 1 問ずつ出題され、問題の順番も第 1 問が衛生管理体制、第 2 問が健康診断と続き、以下ほぼこのような順序で出題されます。

①衛生管理体制、②健康診断関係、③安全衛生教育、④作業環境測定及び結果の評価（測定の頻度、記録の保存年限など）、⑤大臣の規格、検定、⑥有害化学物質規制、⑦作業環境測定機関、作業環境測定士（測定機関の守秘義務、指定作業場など）、⑧作業環境測定基準、⑨作業環境評価基準、⑩一般衛生基準（労働安全衛生規則で規定しているもの）、⑪特化則、⑫有機則、⑬鉛則、⑭電離則、⑮粉じん則、⑯石綿則、⑰酸欠則、⑲じん肺法

①の健康診断関係では、医師による面接指導やストレスチェックの問題はこれまで出ていません。また安全衛生管理体制、粉じん則及びじん肺法の関係は、一般にコンサルタント試験に比較して文章が短く、素直な問題が多い印象です。

2 労働衛生コンサルタント試験問題の傾向

法令試験問題の出題数は 15 問です。

傾向としては、①「作業環境測定」、「危険有害物」、「安全衛生教育」、「大臣の規格」など、作業環境測定士の問題と内容や傾向でほぼ共通の問題も少なくない一方、必ず 1 問目で出題される「衛生管理体制」の問題、これも必ず出題される「粉じん則（特定粉じん作業など）」の問題、「じん肺法」関係などは、問題の字数が多く、内容も込み入った印象を与えますので、受験の際はこれらは後に回して、文章が短くてわかりやすい問題（例えば、大臣の規格の対象となるもの、作業主任者が必要な業務、製造許可が必要な化学物質、などを選ばせる問題など）にまず当たる方が時間配分を誤らないのではないかと思われます。

「長時間労働の面接指導」、「ストレスチェック」は、作業環境測定士試験ではほとんど見られませんが、コンサルタント試験ではよく出題されます。しかし、これらは出題ポイントがほぼ決まつ

ているのでさほど難しくはありません。「健康管理手帳」、「計画届」、「高圧則」も測定士試験では出題は稀ですがコンサルタント試験では時々出題されますので無視はできません。

その他は、作業環境測定士試験とほぼ同じような問題ですので、測定士試験の問題にも当たって理解を深めることをお勧めします。

令和元年以前最近6回の試験出題範囲と頻度は（1）～（6）のとおりです。

（1）毎回出題

安全衛生管理体制、粉じん則、事務所則、作業環境測定、危険有害物（化学物質）の規制

（2）高頻度で出題（6回で5回出題）

電離則、健康管理・健康診断、石綿則

（3）高頻度で出題（6回に4回の頻度）

じん肺健診等、酸欠則、安全衛生教育、大臣の規格、有機則、特化則

（4）確率50%で出題

長時間労働の面接指導、高圧則、一般衛生基準、鉛則

（5）6回に2回出題

ストレスチェック、健康管理手帳、計画届

（6）たまに出題（6回に1回）

作業主任者、定期自主検査

作業環境測定士、労働衛生コンサルタントそれぞれ、以上1、2で述べた分野別の出題傾向、出題頻度を頭に置きつつ、できればこの本の第2章すべてについて例題を含めて当たってください。具体的な問題の傾向や問題の程度は、例題を通して把握できると思います。さらに第3章の最新の試験問題に当たり、どこはマスターできており、あとはどこを補強すればよいかをつかんでください。

中には（特に労働衛生コンサルタント試験問題）、かなり細かい点を突く問題もあり、本書に記述がなく規則の条文に当たらないとわからないものもありますが、本書の内容と例題の理解だけで8割程度はできるはずです。さらに問題を解く力につけるためには、さらに過去問に当たってみると効率的です。

第2章

法令の要点解説と例題の解説

1 労働安全衛生法令の体系

「法令」とは法律、政令、省令と告示を合わせた呼び名です。

「法令」は、通達（後述）と異なり、国民に順守（守ること）義務が生じます。

通常、労働安全衛生法、作業環境測定法、じん肺法およびこれらの政令、省令、告示をまとめて「安全衛生関係法令」と呼びます。

次の（1）～（3）に書いていることは、試験に直接問題として出ることはない内容ですが、あなたが法令を理解するためには基礎として有用です。

（1）労働安全衛生法はどのような法律か

労働安全衛生法は、本社・支店、工場、建設現場、出張作業場所、配達作業などを問わず、労働者が仕事を行うために取り扱う原料や材料、道具、機械設備、また作業を行っている工場の階段や床、足場、照明、換気、配達の際の交通事情など、およそ仕事に関わる諸要素が原因となってけがをしたり、病気になったりしないよう、労働者の健康と安全を確保するために、主に事業者に対して安全で衛生的な職場環境を提供するための様々な措置を義務付けている法律です。（例えば、安全な作業手順を定める、危険な機械を使用しない、健康診断や作業環境測定を行う、など）

労働安全衛生法は労働基準法、最低賃金法などとともに事業者または使用者と労働者の間の関係すなわち労働関係について定める法律で、これらをまとめて労働法とも呼びます。使用者と労働者の関係は、使用者の方が労働者を雇用するか否かの決定権を持っていることにより、どうしても労働者の立場は弱いものになってしまいますが、これを放置しておくと不当・劣悪な労働条件でも賃金を得るために我慢して働くを不得されることにもなり、人道的に望ましくないばかりでなく、健全な産業の発展にも悪い影響を与えます。

このため、労働法は、契約自由の原則を修正し、労使対等を目指して主に事業者が順守すべき事柄を規定しているものです。

賃金や労働時間などの一般的な労働条件について規定しているのが労働基準法で、労働条件のうち、安全と衛生に関して規定しているのが労働安全衛生法です。

労働安全衛生法は、昭和47年に制定されました。

労働安全衛生法では、主に事業者に様々な措置を行う義務を掛けていますが、「事業者」とは、法人すなわち「企業」そのものを意味します。（安全衛生は企業の存立の基本であり、安全衛生対策の実施の責任は、企業活動による利益を得る主体である法人そのものであるべき、との理由で、義務主体を「法人」そのものとしたものです。）

責任は法人にあるのですが、法人は人間ではありませんので、現実に企業が安全衛生法令で決められたことを行っていくには、人間である社長以下の役員が職員（従業員）にも法令で定められた内容を実施する権限を与えつつ、責任も分担してもらわなければなりません。

（例えば、化学企業のある工場（後で説明しますが、本社も工場も、支店も出張所も、法令では、それぞれ独立した「事業場」に分類します。）の製造部長が、本社社長からその工場の労働災害防止のために予算を使って設備を改善したり、作業規程を定めたり必要な措置を行う権限を与えられた場合に、それを怠ったために爆発などの労働災害が発生した場合、法令上の一定の責任を負うこと

にもなります。)

労働安全衛生法は、法令に違反した場合、懲役や罰金など国家権力による刑罰を課せられる場合がある「刑罰法規」です。条文は、違反した場合に罰則のある条文と、無い条文の2種類となります。

条文の書き方が「(事業者は,)・・しなければならない」「(事業者は,)・・するものとする」と言った語尾のものは、主語である者（この場合「事業者」）に対し、「・・・」の実施を義務付ける「義務規定」ということになりますが、このうちすべてが罰則付きの条文とは限らず、罰則のない義務規定も少なくありません。（例えば、法第57条の4（化学物質の有害性調査）は、673の化学物質のいずれかを使用する事業場を有する事業者に、その物質が作業者に及ぼすリスクの程度（その作業を続けていて作業者が健康を害するようなことが無いか）について評価を行うこと（リスクアセスメント）を義務付けている条文ですが、この条文には、事業者がこれを実施しない（すなわち法令に違反している）場合も罰則はありません。）

条文の語尾が「(事業者は,)・・するよう努めなければならない」「(事業者は,)・・・するよう努めるものとする」の形は、「努力義務」と言い、自主的な実施を勧めていますが、法律上実施する義務はなく、罰則もありません。

（2）事業場の意味

企業は本社、工場、支店などから構成されますが、本社も含めてそのそれを「事業場」といいます。

安全衛生法令では、事業者すなわち法人企業は、事業場単位で安全衛生管理体制を作り安全衛生活動を行うことになっています。

この場合、「業種」は、企業単位ではなく、「事業場ごと」に決められます。例えば自動車製造企業は、本社、自動車の製造工場、販売のための支店、営業所などの事業場から構成されますが、このうち、業種が「製造業」である事業場は、自動車を製造している工場のみであり、他は、「その他の事業」（サービス業と同じ）であり、製造業ではありません。（したがって自動車製造企業の本社の労働者が例えば2,000人いる場合、衛生管理者は業種によらず必要なので当然必要ですが、製造業等に必要な「安全管理者」の選任や「安全委員会」の設置は、法令上不要です。）

例：△△自動車株式会社・・・・・企業

△△自動車株式会社の事業場（その業種）

- ・本社（その他の事業）
- ・大阪支社（同上）
- ・岡山工場（製造業）
- ・宇都宮工場（製造業）
- ・札幌営業所（その他の事業）
- ・広島営業所（同上）
- ・福岡営業所（同上）